

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年5月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2200171 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300003 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を平成 29 年 12 月 28 日、標準賞与額を 13 万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を平成 30 年 7 月 31 日、標準賞与額を 19 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を令和元年 7 月 31 日、標準賞与額を 19 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 12 月
② 平成 30 年 7 月
③ 令和元年 7 月

私は、A 事業所から請求期間①、②及び③の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間②の賞与明細書及び請求期間①及び③の賞与振込額が確認できる預金通帳を提出するので、請求期間①、②及び③の賞与を記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳、A 事業所から年金事務所に提出された請求者に係る令和 1 年給与所得に対する源泉徴収簿、B 銀行から提出された請求者に係る預金共通月中異動および残高明細表及び複数の同僚から提出された

賞与明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は13万円、請求期間②及び③は19万1,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、上記預金通帳及び預金共通月中異動および残高明細表から、請求期間①は平成29年12月28日、請求期間②は平成30年7月31日、請求期間③は令和元年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①、②及び③に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。